

東近江行政組合退職手当審査会規則

平成21年10月9日
東近江行政組合規則第7号

(趣旨)

第1条 この規則は、東近江行政組合職員の退職手当に関する条例（昭和58年中部地域消防組合条例第5号）第20条第6項の規定に基づき、東近江行政組合退職手当審査会（以下「審査会」という。）の組織及び委員その他審査会に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 審査会は、委員若干名をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のなかから、管理者が委嘱又は任命する。

(1) 有識者

(2) 管理者の属する組合市町の副管理者

(3) 組合職員

(4) その他管理者が必要と認める者

3 審査会に委員長を置き、前項第2号の者をもって充てる。

4 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

5 委員長に事故あるときは、あらかじめ委員長が指名する委員がその職務を代理する。

6 特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、審査会に臨時委員を置くことができる。

(会議)

第3条 審査会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が必要と認めたときに召集し、委員長がその議長となる。

2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 委員長及び委員は、自己、配偶者、4親等内の血族又は3親等内の姻族に関する審査事項については、その会議に出席することができない。

(会議等の公開)

第4条 会議及び議事内容並びに会議資料は、非公開とする。但し、委員長が必要と認めるときは、公開することができる。

(守秘義務)

第5条 委員は、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(庶務)

第6条 審査会の庶務は、総括管理課において処理する。

(その他)

第7条 この規則に定めるもののほか、審査会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

付 則

この規則は、公布の日から施行する。